



<市町村探訪>

7月1日から景観行政団体になりました(水戸市)**これまでの景観行政への取り組みについて**

水戸市では、平成3年度に景観行政の方針等を示した「水戸市景観基本計画」を策定し、平成4年4月1日からは優れた都市景観をつくり上げるため「水戸市都市景観条例」を施行するなど、県内で最も早く独自の景観行政を実施してきました。

この条例に基づき、例えば、景観に影響を及ぼす大規模な建築物等を建設する場合には、建築確認申請前の届出が必要となっており、事前に外観等の計画について届出者と協議を行うことで、優れた景観づくりに一定の成果を上げてきています。また、平成7年度に、「水戸市公共施設等景観形成推進規定」と「水戸市サインマニュアル」策定し、公共が設置する建築物、工作物、サイン等の景観誘導を行っております。

さらに、平成14年度には、旧水戸藩が江戸時代初め設置した用水堀で、近年になって市が再整備を実施した「備前堀」の沿道地区を、この条例に基づく「都市景観重点地区」に指定しました。同時に地元の景観推進団体を「都市景観市民団体」に認定し、同団体の定めた「和風によるゆるやかな統一感のある街並みの創出」を目指した協定を「都市景観市民協定」に認定しました。これによって、地区内における建築行為等については、条例に基づく届出が必要となりました。また、翌15年度から同地区内における優れた都市景観づくりに寄与する行為に対して、市が予算の範囲内で助成金を交付する「都市景観形成助成事業」を開始しています。

景観行政団体となることを検討した理由

平成17年6月1日に景観法が全面施行され、本市でも、これまでの景観行政における実績を踏まえて「景観行政団体」となることが課題となってきました。

特に、現行の都市景観基本計画が策定後14年を経過し、景観緑三法の制定など昨今の社会情勢の変化に伴い、見直し時期に来ていること、景観法に基づき、地域の特色や市民の意向を反映した景観づくりが必要となっていること、景観法に準拠した条例の制定、改正が可能となり、景観法の仕組みや支援措置等を活用して、地域の特性に応じたきめ細かな規制や誘導方策に取り組むことができること、の3点が「景観行政団体」となることを検討した大きな理由です。



備前堀沿道地区



景観行政団体となるまでの経過

景観行政団体となることについて、具体的に検討を開始したのは平成17年度からです。

まず、担当の都市計画課内で今後の景観行政のあり方について協議し、景観行政団体になる必要性について、時間をかけて検討をしました。

次に、景観行政団体になることや景観計画の策定を検討するための庁内検討組織の立ち上げの準備を行いました。そして、平成18年1月に、関係部署をメンバーにした「水戸市景観計画検討委員会」を設置し、4月にまでの間に2回、景観行政団体となるための協議内容である「景観形成施策に関する方針」を中心に検討しました。

また、同時に県都市計画課とも、協議内容について下協議を行ってきました。そして、4月中に市の方針を決定し、「景観法7条第1項ただし書の規定に基づく協議書」を作成しました。

協議書の茨城県知事あての提出は4月28日で、5月12日付けで県の同意が得られました。そして、同月23日からの2週間、「景観行政団体となる告示」を行い、平成18年7月1日に、景観行政団体の仲間入りをいたしました。(下表参照)

景観行政団体になるまでの経過

年 月	経 過
H18. 1.13.	水戸市景観計画検討委員会を設置
2. 1	第1回水戸市景観計画検討委員会
4.12	第2回水戸市景観計画検討委員会
4.17	政策会議
4.25	景観法7条第1項ただし書の規定に基づく協議書の市長決裁
4.28	景観法7条第1項ただし書の規定に基づく協議書を県に提出
5.12	景観法7条第1項ただし書の規定に基づく県知事の同意
5.23	景観行政団体となる告示(2週間)
7. 1	景観行政団体に移行

今後の取り組みについて

今後、水戸市では、総合計画の将来都市像である「県都にふさわしい安らぎのある元気都市・水戸」を目指し、市民が愛着と誇りを持てる水戸らしい個性あるまちづくりに向け、地域の自然や歴史、文化等の特色を生かした魅力ある都市景観の形成に努めていきます。

そのため、今年度から景観計画策定に係る基礎調査を実施し、具体的な景観形成について検討し、平成20年度を目途に景観計画を策定する予定です。また、同時に現行条例の見直し等も検討し、景観法に基づいた施策を実施していきます。



借楽園公園



問い合わせ

水戸市都市計画部都市計画課景観係

029-232-9206